

IASB 公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」の概要

IASB は、2012 年 11 月 28 日に、公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正(IFRS 第 9 号 (2010 年) の修正案)」（以下「ED」という。）を公表した。ED には 9 つの質問が設定されており、コメントの提出期限は、2013 年 3 月 28 日とされている。

1. ED 公表までの経緯と今後の予定

(1) 経緯

- 2011 年 11 月、IASB は IFRS 第 9 号「金融商品」に対する限定的修正を検討することを決定した。
- さらに 2012 年 1 月、IASB と FASB (以下「両審議会」という。) は、各々の金融商品の分類及び測定モデルの差異の削減を図るための共同作業を行うことを決定し、同年 7 月まで共同で審議を行ってきた。
- 限定的修正の検討は、次の点を考慮して行うこととされていた。
 - ✓ 関係者から提起された IFRS 第 9 号の適用上の問題への対処
 - ✓ 金融資産の分類及び測定モデルと保険契約プロジェクトとの相互関係の考慮
 - ✓ FASB の分類及び測定の暫定モデルとの主要な差異の削減
- これを踏まえ ED では、現行の分類及び測定の要求事項の明確化、並びに元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを含む金融資産についてのその他の包括利益を通じて公正価値で測定する (FVOCI) 区分の導入を行うための、IFRS 第 9 号の限定的修正が提案されている。
- さらに、IFRS 第 9 号の完成後に早期適用する場合、完成版 (分類及び測定、減損及び一般ヘッジ会計) の適用を要求するが、従前版 (IFRS 第 9 号の 2009 年版、2010 年版又は一般ヘッジ会計を織り込んだ版) の新規適用の禁止が発効されるのは、完成版公表の 6 か月後とすること等も提案されている。

(2) 今後の予定

- IASB は、ED へのコメント及びアウトリーチ (コメント期間中に実施予定) にて受け取った提案を再審議し、IFRS 第 9 号の修正を進めるかどうかを決定する予定である。
- 本プロジェクトを、2013 年中に減損及び一般ヘッジ会計とともに完了させる予定である (2012 年 12 月 19 日現在の IASB の作業計画上、分類及び測定については、2013 年第 2 四半期に再審議を行う予定とされているが、IFRS 第 9 号の最終化の予定時期は明記されていない)。

2. EDの対象範囲

- IASBは、現行のIFRS第9号は基本的に健全であり、有用な情報を提供することになると考えている。さらに次の点にも留意し、修正の範囲を限定した。
 - ✓ 金融商品に関するすべてのプロジェクトを適時に完成させること
 - ✓ IFRS第9号をすでに適用しているか又は適用の準備を開始している企業のコストと混乱を最小限にすること
- 主に次の項目が、FASBと共同で再審議された。
 - ✓ 金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価
 - ✓ 金融資産の組込要素の分離の必要性
 - ✓ 第3の測定（FVOCI）区分の根拠及び範囲
 - ✓ 上記論点から生じる関連項目

3. EDの提案のポイント

(1) 契約上のキャッシュ・フロー特性の評価（質問1、2及び3）

背景

- IASBは、金利が改定される頻度が金利の期限と一致していない（金利のミスマッチ）一部の金融資産等について、契約上のキャッシュ・フロー特性の評価の適用に関する疑問が関係者から提起されたことを踏まえ、IFRS第9号の適用指針を修正し明確化を図ることを提案している。

提案の概要

（改変された経済的関係）

- 契約上のキャッシュ・フローの内容が、元本と貨幣の時間価値及び信用リスクの対価に関連した支払（利息）のみであるが、それらの構成要素間の経済的関係が金利のミスマッチの要素又はレバレッジにより改変されている場合、企業は当該改変を評価して、契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみ（SPPI）を表わすかどうか評価する。（B4.1.9A項）
- 改変された経済的関係の評価する際に、改変を含まない金融資産のキャッシュ・フロー（ベンチマーク・キャッシュ・フロー）と比較する。（B4.1.9B項）
 - ✓ 信用度が同じで、評価対象となる点以外は契約条件が同じ金融資産である。
 - ✓ 実際の金融資産と仮想的な金融資産のいずれでもよい。
- ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえない場合、当該金融商品は純損益を通じて公正価値（FVPL）で測定される。
 - ✓ 相違が重大でないとはいえない結果をもたらす事象の理由（例えば、金利がこの方法で設定されている理由）は、当該分析には関連性がない。（B4.1.9C項）

- ✓ 経済的関係の評価は、当初認識時の状況だけではなく、金融資産の存続期間における可能性についても検討する必要がある。その際、合理的に考え得るシナリオのみを考慮する。（B4.1.9D 項）
- なお、2012年10月のIASB ボード会議用スタッフペーパー6B で提起された懸念（中央当局によりベース金利の設定及び改定が行われ、その改定が改定期間を反映しないような、規制環境下にある場合）について、IASB は、ED の提案で適切に対処されるかどうか、コメント期間及びそれ以降の追加的なフィードバックを収集する（BC44 項）とされている。

（関連する開示）

- IAS 第1号「財務諸表の表示」の122 項は、見積りを伴う判断とは別に、経営者が企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えているものについての開示を要求している。同123 項では、そのような判断の例が列挙されているが、契約上のキャッシュ・フロー特性の評価を例に追加することが提案されている。

ED の質問

質問 1

元本と貨幣の時間価値及び信用リスクの対価ととの間の改変された経済的関係は、IFRS 第9号の目的上、元本及び利息の支払のみであるキャッシュ・フローを内容としていると考えることができることに同意するか。これが当てはまるのは、契約上のキャッシュ・フローとベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でない場合であり、かつ、その場合のみであることに同意するか。同意しない場合には、その理由は何か。また、その代わりにどのような提案をするか。

質問 2

本公開草案は、改変された経済的関係の評価について十分に運用可能な適用指針を提案していると考えるか。そう考えない場合には、その理由は何か。どのような追加のガイダンスを提案するか、また、その理由は何か。

質問 3

このIFRS 第9号の修正案は、金利のミスマッチの要素を含んだ金融資産への、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の適用を明確化するという目的を達成すると考えるか。元本及び利息の支払のみと考えるべき契約上のキャッシュ・フローを有する金融資産をより適切に識別することになるか。そう考えない場合には、その理由は何か。また、その代わりにどのような提案をするか。

(2) 事業モデルの評価（質問 4、5 及び 6）

背景

- IASB は、IFRS 第 9 号の公表以後、次のような関係者の質問及び意見を受け取った。
 - ✓ more than infrequent とみなされる売却の水準はどの程度か。
 - ✓ 一部のポートフォリオ（特に、流動性ポートフォリオ）の分類時に重要な判断が要求される。
 - ✓ 事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローの回収のための保有であるかどうかについての解釈に若干の不整合が生じ得る。
- さらに IASB は、FVOCI の測定区分の必要性に関する関係者の意見を受け取った。これらの意見は、主に次の事項に関連していた。
 - ✓ FVPL での測定が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として管理される金融資産の業績を適切に反映するかどうか。
 - ✓ 金融資産と保険契約プロジェクトにおける保険契約負債の会計処理の間で生じ得る会計上のミスマッチ
 - ✓ 金融資産の分類及び測定に関する FASB の暫定モデル（償却原価、FVOCI 及び FVPL）
- したがって IASB は、一部の金融商品を強制的に FVOCI で測定する区分の導入を提案している。さらに、事業モデルに関する適用指針の明確化（特に償却原価区分について）を提案している。

提案の概要

（FVOCI 区分の導入）

- 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理されている事業モデルの中で保有されている金融資産（契約上のキャッシュ・フロー特性の評価を満たす負債性金融商品）は、FVOCI で測定される。（4.1.2A 項）
- 金利収益、信用減損及び認識の中止時の利得又は損失は、純損益に認識され、他のすべての利得又は損失は OCI に認識される。（5.7.1A 項及び B5.7.1A 項）
- 金利収益及び信用減損は、償却原価で測定される金融資産と同じ方法で算定される¹。（5.2.2 項、5.7.1A 項及び B5.7.1A 項）

¹ ED では、FVOCI で測定される外貨建負債性金融商品は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」における為替利得及び損失を認識する目的上、外貨において償却原価で計上されているかのように扱い、償却原価の変動により生じた為替差額は純損益に認識し、帳簿価額の他の変動は減損損失を除いて OCI に認識することを提案している。（B5.7.2A 項）

一方、FASB は、FVOCI で測定される外貨建負債性金融商品に係る為替差損益を純利益に認識することを暫定決定している（これは、現行の US GAAP からの変更となる）。純利益に認識される金額の算定には、当該商品の公正価値ベースの手法（例えば、「期首と期末の為替レ

審議事項（４）

- OCI に認識した利得又は損失は、認識の中止時に純損益にリサイクルされる。（5.7.1A 項及び B5.7.1A 項）
- 原則として、償却原価で測定される金融資産と同じ表示及び開示が要求される。ただし、財政状態計算書上、減損累計額は FVOCI で測定される金融資産の帳簿価額から直接減額せず、当該減損累計額の表示は禁止される（注記により開示が要求される）。（ただし書き以降、IFRS 第 7 号の 16A 項）

（事業モデルの明確化²）

ED では、適用指針において事業モデル自体の明確化が図られている。

- 事業モデルは事実の問題であり、事業が管理されている方法及び企業の経営幹部が事業の業績を評価する方法により観察できる。事業モデルは、金融資産から生じそうな将来キャッシュ・フローを決定する。（B4.1.2A 項）
- 事業モデルの判定は単一の要因で決定されるものではなく、関連性のあるすべての客観的な証拠（以下は適用指針上の例）を考慮しなければならない。（B4.1.2B 項）
 - ✓ 事業の業績が経営幹部に報告される方法
 - ✓ 事業の管理者が報酬を与えられる方法
 - ✓ 過去における売却の頻度、時期及び数量、売却発生の理由及び将来における売却活動に関する予想

各区分の事業モデルに関する適用指針の修正案の概要は、以下のとおり。

償却 原価	適用指針において「回収のための保有(hold to collect)」を明確化 <ul style="list-style-type: none">➤ キャッシュ・フローが契約上のキャッシュ・フローから回収されるかどうかを判定する際に、売却活動の水準を、売却の理由とともに考慮しなければならない。（B4.1.3 項）➤ 金融資産の信用度が悪化し、文書化した投資方針に合致しなくなった場合の売却は、回収するために保有する目的と矛盾しない。（B4.1.3 項）➤ 信用度の悪化以外の理由による売却でも、（多額でも）稀であるか又は（頻繁でも）個々でも合計でも少額である場合、回収のために保有する目的と整合的となり得る。（B4.1.3 項）
----------	--

トの差」と「期末の外貨建公正価値」の乗数）を用いることとされており、したがって、IFRS の取扱いと差異が生じることになると考えられる。

² 両審議会は、FVPL 区分を残余とし、償却原価及び FVOCI の両区分の目的に関して共通の文言で合意している。したがって、測定区分を説明する適用指針に多少の差異が存在する可能性はあるものの、IFRS 第 9 号と FASB の暫定モデルはより近いものになると、ED（BC135 項）では評価されている。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下のケースが、回収のための保有ではない例として追加されている。（B4.1.4項） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業が日常的な流動性ニーズを満たすために金融資産を保有し、経常的な多額の売却活動を伴う場合 ✓ 資産に流動性があることの証明のために、大量の金融資産の日常的な売却を規制機関から要求される場合（企業の裁量が第三者からの要求かは、当該分析に関連性がない。）
--	--

FV OCI	<p>当該区分の導入に伴い、適用指針を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業の経営幹部は、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方が、事業モデル目的の達成に必須であると判断している。（B4.1.4A項） ➤ 償却原価区分よりも、通常、売却の頻度が高く数量も多い。（B4.1.4A項） ➤ 以下は、当該区分に適格となる事業モデルの例である。（B4.1.4B項） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 数年後の資本的支出を賄うための余剰資金の投資。金融資産の管理の目的はリターンの最大化であるため、機会があれば売却と再投資を行う。当該ポートフォリオの管理者はそこで管理される金融資産のリターンに基づき報酬を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> 資本的支出が発生するまでの間、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で、より短期の資産に投資し、満期時に新たな短期の資産に再投資する場合は、回収のための保有（償却原価区分）に整合的となる。 ✓ 金融機関が日常的な流動性ニーズを満たすため金融資産を保有。一部は回収のために保有し、他は売却して利回りのより高い資産に再投資するか、又は負債デュレーションとのより適切なマッチングを行う。過去に多額の経常的な売却活動が生じ、今後も継続されることが予想される。 <ul style="list-style-type: none"> 保有と売却の両方が、日常的な流動性ニーズを満たしつつ金融資産の利回りを最大化するという目的と不可分である。 ✓ 保険会社が、保険契約負債を賄うために金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローから生じる収入を、保険負債の決済に使用する。決済に十分なキャッシュ・フローを確保するため、金融資産のリバランスによる多額の売買活動を定期的実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 期限到来時に負債を賄うためのキャッシュ・フローの回収と、資産ポートフォリオの望ましいプロファイルを維持するための売却の両方が、保険負債を賄うという目的の達成に不可分である。
-----------	---

FV PL	<p>償却原価にも FVOCI にも該当しない事業モデルの場合（残余の測定区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該区分の事業モデルの一例は、売却を通じてキャッシュ・フローを最大化するという目的で金融資産を管理すること（B4.1.5 項） ➤ 公正価値に基づいて管理と業績評価が行われたり、売買目的保有の定義を満たす金融資産のポートフォリオは、保有期間中にキャッシュ・フローの回収を行っても、回収と売却の両方を目的として管理されるものではない（現行の IFRS 第 9 号の再確認）。このキャッシュ・フローの回収は事業モデル目的の達成に不可分ではなく、単に付随的なものにすぎない。（B4.1.6 項）
----------	--

（公正価値オプション）

- 会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減する場合に指定できる IFRS 第 9 号の既存の公正価値オプションを、指定しなければ FVOCI で測定される金融資産に拡張する。

（分類変更）

- 「FVOCI 区分から他の区分に」及び「他の区分から FVOCI 区分に」の計 4 パターンについても、事業モデルが変更された場合にのみ、分類変更を要求する³。（5.6.4 項から 5.6.7 項、B5.6.1 項及び B5.6.2 項、並びに IFRS 第 7 号の 12C 項及び 12D 項）
- ED で提案されている各パターンの仕組み及び開示の概要は、付録の【表 1】のとおり。

ED の質問

<p>質問 4</p> <p>契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理している事業モデルの中で保有されている金融資産については、次のようにして、OCI を通じて公正価値で測定することを要求すべきであることに同意するか（契約上のキャッシュ・フローの特性の評価を条件とする）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 金利収益、信用減損及び認識の中止時の利得又は損失は、償却原価で測定する金融資産と同じ方法で純損益に認識する。 (b) 他のすべての利得及び損失は OCI に認識する。 <p>同意しない場合、その理由は何か。その代わりにどのような提案をするか、また、その理由は何か。</p>

³ 分類変更日は IFRS 第 9 号の限定的修正の対象とはされておらず、ED では、現行の IFRS 第 9 号の要求事項（分類変更日は事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日）からの変更は提案されていない。

一方、FASB は、暫定モデルでは分類変更を認めていなかったが、今回の合同審議の中で再検討を行い、IFRS 第 9 号と同様に、事業モデルの変更があった場合にのみ、分類変更を要求することとした。しかし、分類変更日は事業モデルの変更があった報告期間の末日とされており、IFRS 第 9 号と差異が生じている。

質問 5

本公開草案は、3つの事業モデルを区別する方法に関する十分に運用可能な適用指針を提案していると考えるか（事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理することであるかどうかの決定を含む）。それらの事業モデルを記述するために提供しているガイダンスに同意するか。どのような追加のガイダンスを提案するか、またその理由は何か。

質問 6

IFRS 第 9 号における既存の公正価値オプションを、そうでなければ強制的に OCI を通じて公正価値で測定される金融資産に拡張することに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのような提案をするか。

(3) 経過措置

ED では、以下の各項目について修正案が示されているが、直接的に関連する質問は設けられていない。

提案の概要

（契約上のキャッシュ・フロー特性の評価）

- 現行の IFRS 第 9 号と同様、金融資産の当初認識時に遡って、契約上のキャッシュ・フロー特性の評価が要求される。
- ただし、元本及び利息の改変された経済的関係を遡及的に評価することが実務上不可能な場合、IFRS 第 9 号の 2010 年版を使用して、関連する金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性を遡及的に評価する。（7.2.4A 項）
- 上記に該当する場合、対象となる金融資産の帳簿価額を、認識の中止が行われるまで開示する。（IFRS 第 7 号の 44UA 項）

（修正再表示）

- 現行の IFRS 第 9 号と同様、2013 年 1 月 1 日以後開始する報告期間に IFRS 第 9 号の適用を開始する企業は、IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行に関する開示（IFRS 第 7 号の 44S 項から 44W 項）を要求されるが、過去の修正再表示は要求されない。
- ただし、分類及び測定の要求事項の適用に際し、事後の判断を伴うことなく可能である場合にのみ、過去の期間の修正再表示を行うことができる。（7.2.14 項）

（公正価値オプション）

- IFRS 第 9 号の 2009 年版、2010 年版又は一般ヘッジ会計を織り込んだ版を、IFRS 第 9 号の完成版の公表日から 6 か月後の日よりも前に適用したが、その後 2010 年版の

審議事項（４）

修正（EDの限定的修正）を適用する企業は、金融資産及び金融負債について、次のように取り扱う。⁴（7.2.17項）

- ✓ 2010年版の修正を適用することにより、4.1.5項又は4.2.2項(a)の条件（会計上のミスマッチの削減）を満たさなくなった場合、公正価値オプションの従前の指定を取り消す。
- ✓ 2010年版の修正を適用することにより、4.1.5項又は4.2.2項(a)の条件が満たされることになった場合、公正価値オプションの指定を行うことができる。

（開示）

- IFRS第9号の適用を開始する報告期間において、企業は、以下の分類及び測定の要求事項に従えば報告されたであろう表示科目の金額を開示することを要求されない。
（IFRS第7号の44V項）
 - ✓ 前期についてIFRS第9号
 - ✓ 当期についてIAS第39号

（4）早期適用（質問7）

背景

- 現在、IFRS第9号の複数の版の早期適用が可能な状況となっている。IASBは、IFRS第9号の複数の版（及びIAS第39号）が利用可能な状況は、比較可能性を低下させると考えたことから、強制発効日前に新たに適用できるものはIFRS第9号の完成版のみとすることを提案している。

提案の概要

- IFRS第9号の完成版の公表後にIFRS第9号の早期適用を選択する企業に、当該完成版の適用を要求する。
- 完成版の公表の6か月以後は、従前版を新たに適用することを禁止する。
- 完成版の公表の6か月後の日よりも前に従前版を適用した企業は、2015年1月1日以後開始する最初の事業年度までは、完成版の適用を要求されない。

EDの質問

質問7

⁴ EDの提案では、現行のIFRS第9号が認めている、IFRS第9号を初めて適用する企業に対する以下のような取扱いは、従前版を既に適用している企業には認められないこととなる。

- ・ 会計上のミスマッチが適用開始日の前からすでに存在していた場合であっても公正価値オプションの適用を新たに選択すること
- ・ 会計上のミスマッチが引き続き存在している場合であっても以前から指定していた公正価値オプションを取り消すこと

IFRS 第 9 号の完成版の公表後に IFRS 第 9 号の早期適用を選択する企業に、IFRS 第 9 号の完成版（すなわち、すべての章を含んだもの）の適用を要求することに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。IFRS 第 9 号の完成版の公表と IFRS 第 9 号の過去の版の新規適用の禁止の発効時期との間の 6 か月の期間は十分と考えるか。そう考えない場合、どのような期間が適切か、また、その理由は何か。

(5) 金融負債に係る自己の信用の利得又は損失の表示（質問 8）

背景

- IASB は、公正価値オプションにより指定した金融負債に係る自己の信用リスクの変動に起因する利得又は損失を OCI に表示する要求事項を、IFRS 第 9 号の 2010 年版に規定している。
- 一方、関係者から、IAS 第 39 号の修正として規定すべきであるという要望や、市場の変動性は引き続き高く、自己の信用に係る利得又は損失は依然として重要であるとの意見を受け取っていた。
- したがって IASB は、自己の信用に係る利得又は損失の OCI 表示の要求事項のみを早期適用できることを提案している。

提案の概要

- 企業は、公正価値オプションにより指定した金融負債に係る自己の信用リスクの変動に起因する利得又は損失を OCI に表示する要求事項を、他の要求事項を早期適用せず、早期適用することを選択できる（一定の開示が要求される）。（7.1.1B 項）

ED の質問

質問 8

IFRS 第 9 号の完成版の公表後に、「自己の信用」の定めのみを早期適用する選択を企業に認めることに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのような提案をするか。

(6) 初度適用（質問 9 及び BC113 項）

背景

- IASB は、初度適用企業についての IFRS 第 9 号の経過措置は、既存の IFRS 適用者と原則として等しくすべきであると考えている。
- 一方で、初度適用企業についての IFRS 第 9 号の適用開始日は IFRS 移行日であるという特有の規定のため、初度適用企業が最初の IFRS 財務諸表に IFRS 第 9 号の完成版を

適用するのが困難となる可能性がある（特に減損など、遡及適用が事後的判断のリスクにより実務上不可能となるため）。

- ED では、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」に対する具体的な変更は提案されていない。しかし、初度適用企業に IFRS 第 9 号の適用に関する十分な準備期間を提供し、既存の IFRS 適用者と比較して不利とならないよう、IASB は、限定的修正案及び減損プロジェクトが十分に進展してから、初度適用企業についての IFRS 第 9 号への移行を検討する予定であるとされている。

ED の質問

質問 9

IFRS 第 9 号への移行に関して IASB が考慮すべき初度適用企業に特有の考慮事項があると考えるか。その場合、どのような考慮事項なのか。

4. 再審議されたが ED で具体的な提案（質問）のない主な項目

(1) 金融商品の分離

- 以下の【表 2】のとおり、金融資産の分離の取扱いに関して、IASB と FASB のモデルに差異があったため、合同審議の対象とされていた。

【表 2：両審議会による分離に関する検討状況】

		IASB	FASB
金融資産	従前	組込デリバティブを分離しない。	現行の US GAAP の要件（clearly and closely related）により分離を要求
	暫定決定	組込デリバティブを分離しない。	
金融負債	従前	closely related により分離を要求	現行の US GAAP の要件（clearly and closely related）により分離を要求
	暫定決定	closely related により分離を要求	現行の US GAAP の要件（clearly and closely related）により分離を要求

IASB は現行の IFRS 第 9 号を、FASB は 2010 年に公表した公開草案以後の審議中に決定された暫定モデルを指す。

- 合同審議において両審議会は、金融資産と金融負債の各々について、以下のアプローチを検討した。
 - ✓ 分離しない
 - ✓ closely related 手法により分離する
 - ✓ principal-and-interest 手法により分離する
- 審議の結果、両審議会は、元本及び利息のみでないキャッシュ・フローを含む金融資産は分離に適格ではなく、金融負債は現行の要件(IFRS 第 9 号は closely related 手法、

審議事項（４）

US GAAP は clearly and closely related 手法）により分離を要求することを暫定的に決定した。したがって、IASB については、現行の IFRS 第 9 号における分離アプローチからの変更はない。

- ED では、特に具体的な提案及び質問はなされておらず、結論の根拠において審議の経緯が説明されている（BC49 項から BC72 項）。

5. 12月14日の金融商品専門委員会において示された主な意見等

- FVOCI で測定される外貨建負債性金融商品の換算差額の認識方法（どの部分が純損益か又は OCI か）が、少し分かりづらい部分がある。

- 現行の日本の会計基準では、その他有価証券に分類される外貨建債券は、為替差額の純資産直入が認められている。一方、ED 提案のように、為替差額が純損益に認識されることになると影響は大きい。

これに対して事務局からは、日本の基準と IFRS では、為替差額に対する考え方の出発点が異なっていること、及び ED 提案は IFRS の現行の取扱いを変えていないと考えられることを認識する必要があるとの回答がなされた。

- より幅広い金融資産を対象とした FVOCI 区分の導入が必要と考えられる。また、負債性金融商品と資本性金融商品の FVOCI 区分でリサイクリングの取扱いに不整合が生じることには問題意識を持っている。

これに対して事務局からは、日本は今回の FVOCI 区分の導入に対して一般的には賛成であると認識しているが、AOSSG 参加国の中には、基準の複雑化やリサイクリングの不整合を理由に、当該区分の導入に前向きでない国も存在するとの回答がなされた。

- 契約上のキャッシュ・フロー特性の評価に関して提案されている改変された経済的関係の評価について、何が「重要」にあたるのかが定義されていない。一般的な重要性の原則を指すのであれば、あえて基準化する必要もないのではないか。

- FVOCI 区分は回収と売却の両方によるリターンの最大化を目的とし、FVPL 区分は売却によるキャッシュ・フローの最大化を目的とするとされているが、FVOCI 区分と残余となる FVPL 区分との区別が難しい。

- 提案の方向性は良いと考えられるものの、結果的には IAS 第 39 号よりも複雑化し、基準の簡素化という当初の目的からは外れているものと思われる。特に、事業モデルの判断はより困難となるのではないか。

以上

付 録

【表 1：分類変更の仕組みと分類変更の開示の概要】⁵

		分類変更後の測定		
		償却原価	FVOCI	FVPL
当初測定	償却原価	n/a	<p>（ED 提案） 仕組み：分類変更日に FV で再測定し、差額を OCI に認識する。 ----- 開示：ED 提案はないが、IAS 第 1 号で OCI に認識された差額の別個の表示が要求される。</p>	<p>（現行の IFRS の要求事項） 仕組み：分類変更日に FV で再測定し、差額を純損益に認識する。 ----- 開示：IAS 第 1 号で純損益に認識された差額の別個の表示が要求される。</p>
	FV OCI	<p>（ED 提案） 仕組み：分類変更日の FV が新たな帳簿価額となる。その FV 価額に対して、累積 OCI 残高の認識の中止を行う。 ----- 開示：ED では提案が明記されていない。⁶</p>	n/a	<p>（ED 提案） 仕組み：引き続き FV で測定する。分類変更日に OCI 全体を純損益にリサイクルする。 ----- 開示：IAS 第 1 号で OCI から純損益にリサイクルされた金額の別個の表示が要求される。</p>
	FV PL	<p>（現行の IFRS の要求事項） 仕組み：分類変更日の FV が新たな帳簿価額となる。 ----- 開示：分類変更日に算定された実効金利と当期に認識された利息収益。 （期間限定）報告期末の金融資産の FV、及び金融資産が分類変更されていない場合、及び金融資産が分類変更されていなかったとした場合に報告期間に純損益に認識されたであろう FV の利得又は損失。</p>	<p>（ED 提案） 仕組み：引き続き FV で測定し、FV の事後の変動は OCI に認識する。 ----- 開示：分類変更日に算定された実効金利と当期に認識された利息収益。 （期間限定）金融資産が分類変更されていない場合、及び金融資産が分類変更されていなかったとした場合に報告期間に純損益に認識されたであろう FV の利得又は損失。</p>	n/a

⁵ 2012 年 7 月の IASB/FASB 合同会議で使用されたスタッフペーパー 6A/164 の Appendix C を ASBJ スタッフが仮訳の上、文言等を適宜修正したもの。

⁶ しかし、2012 年 7 月の IASB ボード会議では、IFRS 第 7 号 12D 項の開示要求（前事業年度に FVPL から償却原価に分類変更した際に要求される、報告期末の金融資産の公正価値、及び金融資産が分類変更されていない場合、及び金融資産が分類変更されていなかったとした場合に当報告期間に純損益に認識されたであろう公正価値の利得又は損失の開示）を、FVOCI から償却原価に分類変更した場合にも拡大することが暫定決定されている。なお、スタッフペーパー 6A/164 の Appendix C では、FVOCI から償却原価への分類変更と同 12D 項が適用される場合、「当報告期間に純損益に認識されたであろう」の部分は、「当報告期間に OCI に認識されたであろう」に読み替えられていた。